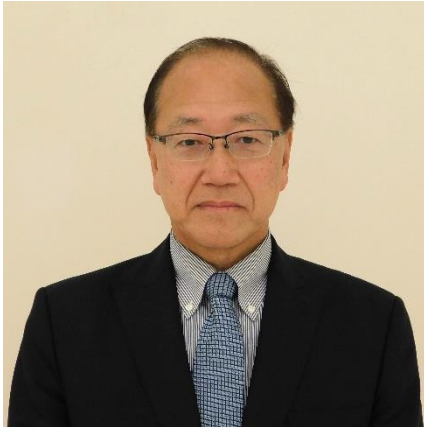


# かめろうき会報

令和5年1月号（第182号）

## 新年のご挨拶

亀戸労働基準協会支部  
支部長 石井 崇裕



皆様、あけましておめでとうございます。  
年頭にあたりましてご挨拶申し上げます。

会員の皆様におかれましては、旧年中は当協会の活動・事業運営に格別のご理解、ご協力を賜りましたことを改めて御礼申し上げます。また、日頃より賜っております亀戸労働基準監督署をはじめ各団体からのご指導ご鞭撻に、心より感謝申し上げます。

さて、令和4年を振り返ってみますと、やはり新型コロナウイルス感染症との戦いの中経済を活性化する方向へ舵が切られウィズコロナの新たな試みの局面となってまいりました。ワールドカップでは日本の躍進に心躍らせた高揚感のなか、雇用情勢も求職者が依然高い水準にはあるものの緩やかに持ち直して有効求人数はコロナ禍前の水準を回復し人手不足感も実感となってきております。

このようなあらたな環境のなかにおいて、労働災害においては長期的には減少傾向ながら高齢化対応、第3次産業・中小事業者の安全衛生強化、物流量増加に伴う荷役作業の増加対応、新型コロナウイルス感染症による影響やその方々対応の医療機関等の負荷増加対応等が必要となってきた状況です。

昨年はようやく対面での安全セミナー、労働衛生セミナー、江東地区安全衛生推進大会等を開催できるようになり、その中の特別講演会では転倒・墜落・転落災害防止の重要性や高齢者における各身体の種類機能の劣化を具体的に実感し、防止策の必要性を改めて学ぶことができました。

今年も会員の皆様のお役に立てるよう、東京労働局の運営方針に沿い講習会、実務講座や研修や、ホームページの内容と機能の充実に努めてまいりたいと考えております。今後も亀戸労働基準監督署を中核として、関係行政機関、東京労働基準協会連合会をはじめ、諸団体の皆様や江東地区の事業所の皆様と一丸となり「Safe Work Tokyo」のロゴマークの下、いっそう充実した労働安全衛生推進活動を進めてまいりたいと思います。

会員の皆様には、引き続き一層のご支援をお願い申し上げるとともに、新型コロナウイルス感染症対応が終息に向かいこの一年がよりよい年になりますよう、皆様のご健勝とご発展を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

## 新年のご挨拶



亀戸労働基準監督署  
署長 坂本直己

令和5年の新年を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

なお、公益社団法人東京労働基準協会連合会 亀戸労働基準協会支部並びに会員の皆様には、常日頃より、労働基準行政の取組につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、昨年も新型コロナウイルス感染症の感染が終息することなく、第8波の感染拡大が発生しておりますが、今般では、感染防止対策を徹底しつつ、コロナ禍以前と同様に社会・経済活動が行われているところです。ウイズコロナがいつまで続くのかわかりませんが、皆様にとって本年が明るい一年となりますよう心よりお祈り申し上げます。

ところで、当署では、本年におきましても、働き方改革の推進や労働災害の防止を踏まえ、

- ① 改正労働基準法等に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
- ② 中小企業及び時間外労働上限規制適用猶予業種を中心とする改正労働基準法等の周知及び支援
- ③ 死亡災害の撲滅と死傷者数の減少を目指した対策の推進

を重点課題として取り組んでいるところです。

重点課題①につきましては、昨年同様、引き続き、過労死等を発生させた事業場、時間外・休日労働時間が1か月あたり80時間を超えている事業場に対して、全数監督を実施してまいります。

重点課題②につきましては、中小規模の事業主のみならず、建設業、自動車運転者又は医師を雇用する事業主に対して、働き方改革に関する講習会を開催するとともに、個別企業への訪問支援を行ってまいります。

重点課題③につきましては、本年が第14次労働災害防止計画の1年目となることから、この新たな労働災害防止計画に基づき、死亡災害の撲滅と死傷者数の減少を目指した対策を推進してまいります。

依然として、コロナ禍の中でたいへんな状況が続いておりますが、本年におきましても、引き続き、労働基準行政の取組にご協力いただきますようお願い申し上げます。

結びとなりますが、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝とご活躍を祈念致しまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

# 業務改善助成金（通常コース）のご案内

## 「助成上限額」と「助成対象経費」などを拡充しました

※申請期限：令和5年3月31日  
 (事業完了期限：令和5年3月31日)

業務改善助成金（通常コース）とは



中小企業・小規模事業者等が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、設備投資等を行った場合に、その投資費用の一部を助成する制度です。  
 この制度は令和4年12月から改定され、より活用の幅が広がりました。

### 改定のポイント

1. 助成上限額の引き上げ	事業場規模30人未満の事業者について、助成上限額を引き上げ	A
2. 助成対象経費の拡大	特例事業者の助成対象経費を拡充	B
3. 対象事業場の拡大	助成対象を事業場規模100人以下とする要件を廃止	
4. 申請期限の延長	申請期限を令和5年3月31日まで延長	

### 助成上限額・助成率

#### 助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者 A
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

#### 助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

- ・ () 内は生産性要件を満たした事業場の場合
- ・ 「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

#### 助成金支給の流れ

交付申請書・事業実施計画などを事業場所在地を管轄する都道府県労働局に提出

審査・交付決定

交付決定後、提出した計画に沿って事業を実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

\* 10人以上の上限額区分は、<特例事業者>（裏面参照）が対象です。

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

## 対象となる事業者

一般事業者: 次のどちらにも該当する事業場

- ① 日本国内に事業場を設置している中小企業事業者
- ② 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内

特例事業者: 一般事業者のうち、次の①、②、③のいずれかに該当する事業場  
また、②または③に該当すると助成対象経費が拡大します。

① 事業場内最低賃金920円未満の事業場

② 売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

③ 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

## 助成対象経費の例

設備投資	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

一部の  
特例事業者は  
助成対象経費が  
拡大されます！

## 助成対象経費が拡大！

特例事業者のうち、②または③の要件に該当する場合は、下記の経費も助成対象となります。

### 生産性向上に資する設備投資

- ・ 定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車等
- ・ パソコン、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入

さらに、上記の助成対象経費に加え、「関連する経費」も新たに助成対象となりました。 B

### 関連する経費

広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます。



### <生産性向上に資する設備投資>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入

### <関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施

#### 関連する経費とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。



## 注意事項・お問い合わせ

### 注意事項

- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 事業完了の期限は、令和5(2023)年3月31日です。
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

### お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

#### 業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

業務改善助成金 検索



### (参考)働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫  
店舗検索



# 自動車運転者の「安全確保の徹底」にご協力をお願いします！

陸上貨物運送事業における労働災害が高止まりしています。  
自動車運転者の安全確保のためには、荷主、配送先、元請事業者等の皆さまの取り組みが不可欠です。

新型コロナウイルス感染症拡大により配達需要が増加している中、一人ひとりが安全に安心して働けるよう、安全対策に取り組みましょう！

厚生労働省では、自動車運転者の安全確保のため、以下のガイドラインを策定しています。

具体的な実施事項等は、**裏面のチェックリスト**で確認ください。

## 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、**荷役作業場所における安全の確保等**、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したものです。



ガイドラインのポイント

## 交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害の防止を図るための指針として、**安全な走行ができない可能性が高い発注の禁止等**、事業者や運転者の責務と、荷主、元請事業者等による配慮事項等を示したものです。



ガイドラインのポイント

### 陸上貨物運送事業における労働災害の傾向

#### 災害は増加傾向

毎年約15,000人が被災しています。



出典：労働者死傷病報告(休業4日以上)、死亡災害報告

#### 7割が荷役作業で発生

毎年約10,000件の災害が荷役作業で発生しています。



※令和2年の死傷者数15,815人のうち、無作為に1,000件を抽出し、集計したもの  
※内訳は作業内容（令和2年）

安全対策ができているか、以下のチェックリストで確認してください

## 荷役作業の安全対策チェックリスト

(「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」より)

### ① 貴社の荷役場所を安全な状態に

- 荷の積卸しや運搬機械、用具等を使用するための十分な広さを確保している
- 十分な明るさで作業している
- 着時刻の分散など混雑緩和の工夫をしている
- 荷や資機材の整理整頓をしている
- 風や雨が当たらない場所で作業している

### ② 墜落、転倒、腰痛等の対策

- 墜落や転落を防ぐ対策をしている  
(手すりやステップ、墜落制止用器具取付設備(親綱等)の設置等)
- つまづきやすい、滑りやすい場所の対策をしている  
(床の段差・凹凸の解消、床面の防滑、防滑靴の使用等)
- 人力で荷を扱う作業では、できるだけ機械・道具を使用している

### ③ 陸運事業者との連絡・調整

- 荷役作業を行わせる陸運事業者には、事前に作業内容を通知している
- 荷役作業の書面契約をしている
- 配送先における荷卸しの役割分担を安全作業連絡書等で明確にしている
- 安全な作業を行えるよう余裕を持った着時刻を設定している

※ 上記は、同ガイドラインに示している事項のうち主要なものを記載しています。  
詳細についてはガイドライン本文を参照ください。

## 交通労働災害防止対策チェックリスト

(「交通労働災害防止のためのガイドライン」より)

### 荷主、元請事業者等による配慮

- 荷主、元請事業者等の事情での直前の貨物の増量による過積載運行を行わせていない
- 到着時刻の遅延が見込まれる場合、到着時刻の再設定やルート変更等を行っている
- 改善基準告示に違反し安全な走行ができない可能性が高い発注をしないようにしている
- 荷積み・荷卸し作業の遅延で予定時間に出発できない場合、到着時間を再設定し、荷役作業開始まで荷主の敷地内で待機できるようにしている

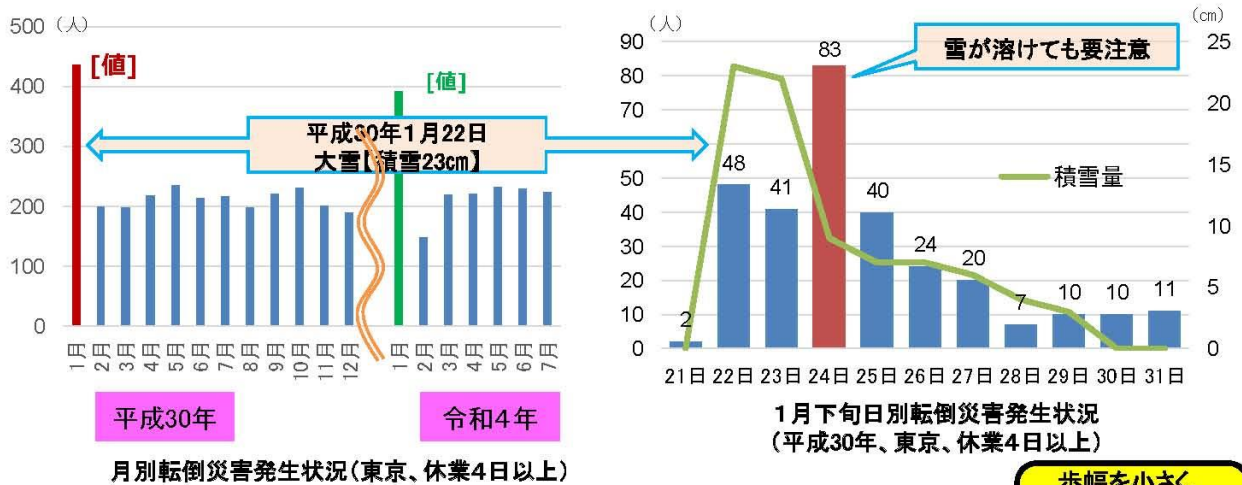
ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

# 冬季の積雪や路面凍結による転倒災害を防ぎましょう！

👉 令和4年1月6日の積雪(都内:10cm)により、凍結した通路や路面上で転倒による死亡災害が2件発生しました。

月	業種	職種 年齢 経歴	事故の型 起因物	発生状況の概要
1	教育 研究業	教育・研究者	転倒	打ち合わせを行うために敷地内を移動していたところ、前日の雪の影響により凍結した通路で足を滑らせて転倒した。(後頭部を地面に打ち付け、硬膜下血腫となった。)
		50歳代	通路	
		20年以上 30年未満		
2	その他 の事業	警備員	転倒	敷地内を歩いていたところ、前日の降雪により凍結していた路面上で転倒し左後頭部を打った。
		60歳代	通路	
		10年以上 20年未満		

👉 平成30年1月22日(都内:23cm)及び令和4年1月6日の降雪では、積雪や路面凍結による転倒災害が大幅に増えました。また、雪が解けても数日間は、路面が凍結した状態が続き、屋外の移動や作業は注意が必要です。



**ポイント1** 気象情報の活用によるリスク低減の実施

➤ 大雪に関する気象情報を迅速に把握し、気象状況に応じた作業を行う

**ポイント2** 通路、作業場所の凍結等による危険防止の徹底

➤ 屋外通路や駐車場の除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保

➤ 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去の徹底

➤ 凍結した路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し



～トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心～

東京労働局・労働基準監督署

## まずは自主点検を行いましょ

事前の準備は、安全委員会の委員等による職場巡視を実施し、下のチェックリスト等を活用して設備等の点検を行い、必要な改善や労働者の意識啓発を行いましょ。



### チェック項目（冬季用）

1	身の回りの整理・整頓を行ってありますか 通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように、十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	作業靴は、作業現場に適したものを選び、定期的に点検していますか（耐滑性のある靴は、雪や氷、粉による滑りには適用していません）	<input type="checkbox"/>
5	ヒヤリハット情報を利用して転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
7	時間に余裕をもって歩行、作業を行っていませんか	<input type="checkbox"/>
8	ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	天気予報に気を配っていますか	<input type="checkbox"/>
10	駐車場の除雪・融雪は万全に、出入口などにも注意していますか	<input type="checkbox"/>
11	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>
12	職場の点検、適切な履物、歩行方法などの教育を行っていませんか	<input type="checkbox"/>

## 冬季前に転倒災害防止対策を行いましょ！

※東京労働局では、

Safe Work TOKYO

を展開しています

安全衛生に関する資料を用意しています

[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news\\_topics/topics/2017/9\\_00002.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/topics/2017/9_00002.html)



冬季も

**STOP!** 転倒災害

プロジェクト



## 職場における労働衛生基準が変わりました ～照度、便所、救急用具等に係る改正を行いました～

令和3年12月1日に「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布され、職場における一般的な労働衛生基準が見直されました。事務所における照明の基準のほか、事務所その他の作業場における清潔、休養などに関する労働衛生基準は、次によることとしてください。

### 省令の改正に伴って変更される点

- 作業面の照度【事務所則第10条】** ※令和4年12月1日施行  
現在の知見に基づいて事務作業の区分が変更され、基準が引き上げられました。
- 便所の設備【事務所則第17条、安衛則第628条】**  
新たに「独立個室型の便所」※が法令で位置付けられました。  
便所を男性用と女性用に区別して設置するという原則は維持されますが、独立個室型の便所を付加する場合の取扱い、少人数の作業場における例外と留意事項が示されました。  
なお、従来の設置基準を満たしている便所を設けている場合は変更の必要はありません。  
※男性用と女性用に区別しない四方を壁等で囲まれた一つの便房により構成される便所。
- 救急用具の内容【安衛則第634条】**  
作業場に備えなければならない負傷者の手当に必要な救急用具・材料について、具体的な品目の規定がなくなりました。

### ポイント：社会状況の変化に合わせすべての働く人々を視野に対応

作業場における清潔を保持するための措置、休養のための措置、良好な作業環境を確保するための措置などは、すべての働く人々にとって重要です。関係通達も含めた労働衛生基準の見直しについて、裏面で詳しく説明しています。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



(R3.12)

# 職場における労働衛生基準見直しの 主な項目とポイント

(事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部改正関係)

主な項目	見直しのポイント
照度 【事務所のみ】 (R4.12.1施行)	<ul style="list-style-type: none"><li>・事務作業における作業面の照度の作業区分を2区分とし、基準を引き上げた。<ul style="list-style-type: none"><li>一般的な事務作業(300ルクス以上)</li><li>付随的な事務作業(150ルクス以上)</li></ul></li><li>・個々の事務作業に応じた適切な照度については、作業ごとにJIS Z 9110などの基準を参照する。</li></ul>
便所 ※便所を男性用と女性用に区別して設置する原則は維持。	<ul style="list-style-type: none"><li>・男性用と女性用の便所を設けた上で、独立個室型の便所<sup>注)</sup>を設けたときは、男性用及び女性用の便所の設置基準に一定数反映させる。</li><li>・少人数(同時に就業する労働者が常時10人以内)の作業場において、建物の構造の理由からやむを得ない場合などについては独立個室型の便所で足りるものとした。既存の男女別便所の廃止などは不可。</li><li>・従来 of 基準を満たす便所を設けている場合は変更は不要。</li></ul> <p>注)独立個室型の便所:男性用と女性用を区別しない四方を壁等で囲まれた一個の便房により構成される便所。</p>
シャワー設備等	設ける場合は誰もが安全に利用できるようにプライバシーにも配慮する。
休憩の設備	事業場の実情に応じ、広さや設備などを検討することが望ましい。
休養室・休養所	<ul style="list-style-type: none"><li>・随時利用が可能となるよう機能を確保する。</li><li>・入口・通路からの目隠し、出入り制限等、設置場所等に応じ、プライバシーと安全性の両者に配慮する。</li></ul>
作業環境測定 【事務所のみ】	一酸化炭素、二酸化炭素濃度の測定機器は、検知管に限らず同等以上の性能を有する電子機器等も可である旨を明示した。
救急用具の内容	作業場に備えるべき救急用具・材料について、一律に備えなければならない具体的な品目についての規定を削除した。 職場で発生することが想定される労働災害等に応じ、応急手当に必要なものを産業医等の意見、衛生委員会等での調査審議、検討等の結果等を踏まえ、備え付けることとした。

# 行事予定

- 1 **KYT（危険予知訓練）研修会（亀戸・江戸川労働基準協会支部共催）**
  - (1) 日時 令和5年2月20日（月）午後1時30分～午後4時30分  
場所 江戸川区船堀4-1-1タワーホール船堀 4階 研修室
  - (2) 日時 令和5年2月28日（火）午後1時30分～午後4時30分  
場所 江東区亀戸文化センター（カメラアプラザ）5階 第2研修室
- 2 **労災保険関係実務講座（亀戸・江戸川労働基準協会支部共催）**
  - (1) 日時 令和5年2月22日（水）午後2時00分～午後4時30分  
場所 江東区亀戸文化センター（カメラアプラザ）5階 第2研修室
  - (2) 日時 令和5年2月27日（月）午後2時00分～午後4時30分  
場所 江戸川区船堀4-1-1タワーホール船堀 4階 研修室
- 3 **雇い入れ時安全衛生教育研修（亀戸・江戸川労働基準協会支部共催）**
  - (1) 日時 令和5年4月10日（月）午前9時20分～午後4時30分  
場所 タワーホール船堀 2階 桃源の間
  - (2) 日時 令和5年4月19日（水）午前9時20分～午後4時30分  
場所 江東区亀戸文化センター（カメラアプラザ）5階 第2研修室
- 4 **正副支部長会議**

日時 令和5年4月13日（木）午後3時00分～  
場所 江東区亀戸文化センター（カメラアプラザ）6階 第3会議室
- 5 **支部幹事会**

日時 令和5年4月26日（水）午後3時00分～  
場所 江東区亀戸文化センター（カメラアプラザ）5階 第2研修室
- 6 **令和5年度支部会員総会**

日時 令和5年5月25日（木）午後4時30分～  
場所 アンフェリシオン

## 謹賀新年

支 部 長	株式会社 フジクラ	石 井 崇 裕
副 支 部 長	株式会社 I H I	吉 田 淳
副 支 部 長	トーヨーカネツ 株式会社	横 山 浩 輔
副 支 部 長	株式会社 竹中工務店 東京本店	奥 田 健 史
顧 問	株式会社 竹中工務店 東京本店	石 田 泰 巳
		外 役 員 一 同
		事 務 局

発 行 公益社団法人東京労働基準協会連合会 亀戸労働基準協会支部

〒136-0071 江東区亀戸2-25-12

T E L 5 6 2 7 - 9 9 3 3

F A X 5 6 2 7 - 9 9 3 9

Eメールアドレス [kameido-roukikyoshibu@toukiren.or.jp](mailto:kameido-roukikyoshibu@toukiren.or.jp)

